

静岡県におけるホームレスの 自立支援等に関する推進方針

(平成 17 年 3 月)

静岡県健康福祉部（地域福祉室）

静岡県におけるホームレスの 自立支援等に関する推進方針

目 次

第1 策定の趣旨	1
第2 ホームレスの定義	1
第3 各機関の役割と連携.....	1
(1) 各機関の役割	
(2) 推進体制	
第4 推進方策	3
(1) 生活に関する相談の実施	
(2) 就業機会の確保	
(3) 安定した居住場所の確保	
(4) 保健・医療の確保	
(5) 生活保護等の実施	
(6) 人権の擁護	
(7) 良好な生活環境の確保	
(8) 地域福祉の推進	
第5 推進方針の管理	6
(1) 推進方針の期間	
(2) 進捗状況の管理	

(別表1) 静岡県ホームレス自立支援等推進協議会

(別表2) ホームレス自立支援等地域推進会議

資料1	ホームレスの自立支援等に関する推進方針の施策体系	8
資料2	ホームレスを取り巻く状況	9
	1 ホームレスを取り巻く状況	
	2 ホームレスの生活実態に関する全国調査の実施	
	3 ホームレスの数	
	(1) 全国のホームレス数	
	(2) 本県のホームレス数	
	(3) ホームレスの市町村別の内訳	
	(4) 中核市及び県内地域別ホームレス数	
	4 ホームレスの生活実態	
	(1) 路上生活の実態	
	(2) 生活歴等	
	(3) 生活の実態	
	(4) 福祉制度の利用状況	
	(5) 本人の意向	
資料3	推進方針策定の経過	13
	1 静岡県ホームレス自立支援等連絡協議会	
	2 策定等の経過	

静岡県におけるホームレスの自立支援等に関する推進方針

第1 策定の趣旨

静岡県におけるホームレスの自立支援等に関する推進方針（以下「推進方針」という。）は、本県において自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が抱える人権、就労、居住場所等の諸問題の解決のための方策を定め、これらの施策を関係機関の連携のもとに総合的に推進することにより、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、ホームレスになることを防止することにより、地域社会におけるホームレスに関する諸問題の解決を図ること（以下「自立支援等」という。）を目的とする。

第2 ホームレスの定義

この推進方針においてホームレスとは、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」をいうものとする。

第3 各機関の役割と連携

自立支援等を推進するために、次のとおり役割分担と推進体制を定め、関係機関の連携の下で効果的な事業展開を図るものとする。

(1) 各機関の役割

ア 県の役割

県は、静岡県ホームレス自立支援等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、県全体の自立支援等の事業の進行管理と調整を行う。

また、ホームレスが多く存在する地域ごとにホームレス自立支援等地域推進会議（以下「地域推進会議」という。）を設置し、地域における事業推進に関する関係機関の連携・調整等を行う。また、市町村の取り組む事業を支援するとともに自ら行うべき事業も推進する。

イ 市町村の役割

市町村は、ホームレスに対する各種相談や自立支援のための施策を自らが中心となって実施することとし、就労施策や住宅施策等、ホームレスの事情に応じた総合的な施策を、県及び関係機関との連携の下に実施する。

なお、中核市にあつては、県が設置する地域推進会議と同様の推進体制を整備する。

ウ 関係機関の役割

ハローワーク、公共施設等の管理者、警察署等の関係機関は、自らの事業を展開する中で、この推進方針に基づく自立支援等に関して県及び市町村に協力するものとする。

エ 関係団体の役割

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、NPO、ボランティア団体等の関係団体は、自らがもつ既存の施設や知識、人材等を活用し、自立支援等に関する事業を行うとともに、県及び市町村が実施する事業についても協力を行うものとする。

(2) 推進体制

ア 推進協議会

この推進方針を県全体で円滑に進めるため、推進協議会を設置する。

推進協議会は、別表1の機関により構成し、事務局は県健康福祉部地域福祉室に置く。

推進協議会は、各年度における県下全体の事業の進捗状況の把握を行うとともに、事業推進にかかる各機関の連携・調整を行う。

イ 地域推進会議

ホームレスが多く存在する県健康福祉センターごとに地域推進会議を設置し、事業推進における各機関の連携・調整を行う。

地域推進会議は、原則として、その地域に所在する別表2の機関で構成し、事務局を県健康福祉センターに置く。

第4 推進方策

ホームレスの抱える複雑多様な問題解決のために、人権の擁護に配慮しながら、生活相談や就業機会の確保、安定した居住場所の確保、保健・医療の確保、生活保護の実施の取組を適切に組み合わせ、個々のホームレスの事情やニーズに合わせた総合的な支援を行うとともに、ホームレスに起因するトラブル防止のために、良好な生活環境の確保及び地域福祉の推進を図る。

(1) 生活に関する相談の実施

ホームレスの野宿生活からの脱却のために、生活上の課題全般について生活相談を実施し、自立支援等について助言・指導を行う。

ア 総合相談窓口による生活相談の実施

県及び市町村は、総合相談窓口を設置し、ホームレスの要望に応じて生活相談を実施し、自立のための健康、就業、居住に関する相談支援を実施する。

イ 巡回相談の実施

県、市町村、施設管理者等は、連携して、地域ごとにホームレスへの巡回相談を実施し、個々のホームレスの事情に応じた各種相談支援を行うとともに、公共施設等の適切な利用についての働きかけを行う。

ウ 専門相談の実施

巡回相談等を実施する中で、高齢者や障害者等、福祉分野における専門的な機関による相談が必要な場合は、それぞれの専門機関への紹介を行い、より適切な相談支援を行う。

また、多重債務等の法律上の課題がある場合は、弁護士等によるアドバイスに基づく助言・指導につなげる。

(2) 就業機会の確保

ホームレスの自立を阻害する最大要因である経済的困窮の解決のため、就労意欲のある者に対して、安定した雇用の場の確保や職業能力の開発等についての相談支援を行う。

ア ホームレスに関する事業主への啓発

ホームレスの雇用・就労の場の確保のためには、雇用する事業主の理解が重要であることから、県は、経済団体、商工団体等へホームレスの就業についての協力依頼や啓発活動を実施する。

イ 求人情報の収集と提供及び職業紹介

市町村は、ハローワークの協力を得て、就労可能な就職先についての情報を収集するとともに、ホームレスに対して求人情報等を提供し、自立を促す。

ハローワークは、自立の意思のあるホームレスに対し、職業相談、職業指導を行い、その希望、能力等の把握を行った上で、適切な職業紹介を行う。

その際、ホームレス等の短期間の試行的な雇用を通して、その適性、能力等を見極め、その後の常用雇用への移行や就業のきっかけづくりを行うトライアル雇用事業の活用を図る。

ウ 職業訓練等の実施

県は、公共職業能力開発施設等で行う職業訓練や再就職セミナーの実施によ

り、自立意思の強いホームレスに対して、技能習得等の機会を提供する。

(3) 安定した居住場所の確保

ホームレスの自立のためには、就業の場の確保とともに、生活の根拠となる安定した居住場所を確保することが必要なため、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能なホームレスに対して、各種住宅への入居に関する相談支援を行う。

ア 低廉な賃貸住宅に関する情報提供

市町村は、民間賃貸住宅に関わる団体等を通じ、ホームレスが入居しやすい低廉な民間賃貸住宅についての情報収集を行うとともに、自立意思のあるホームレスにその情報を提供する。

イ 公営住宅の単身入居制度の活用

市町村は、地域の住宅事情、ストックの状況を踏まえつつ、公営住宅の単身入居制度の活用を図る。

(4) 保健・医療の確保

巡回相談等を通じ、健康に関する不安を抱えるホームレスに対して、健康相談・健康指導等を実施し、保健・医療の確保に関する支援を行う。

ア 保健所等による健康相談、保健指導等

県及び市町村は、巡回相談等を通じ、健康に不安のあるホームレスの健康相談及び保健指導を実施し、ホームレスの清潔の保持や健康維持、疾病予防を図る。

保健指導の中で、検診や治療の必要がある場合は、福祉事務所と連携のもと医療機関への受診につなげる。

イ 結核り患者に対する指導

保健所は、結核りに患っているホームレスに対しては、結核予防法により、適切な医療機関への受診につなげ、服薬や医療の中断等を防止するための訪問指導等を実施する。

ウ 医師、歯科医師の診療に応ずる義務についての周知等

県は、ホームレスの医療を確保するため、医師法や歯科医師法に定める応招義務の趣旨について、医療関係団体の協力を得て医療機関へ周知するとともに、無料低額診療事業の活用が図られるよう関係者等に協力要請を行う。

(5) 生活保護等の実施

病気等により急迫状態にあるホームレスに対し、行旅病人としての救護や職権保護の適用を行うとともに、最低限度の生活を維持できないホームレスについて、要否判定に基づき生活保護を適切に実施する。

ア 緊急に行うべき援助

福祉事務所は、病気等により急迫状態にある人及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合には、状況を把握した上で行旅病人としての救護を行うほか、保護を要する場合には職権により生活保護を適用する。

また、退院後に再び野宿生活に戻ることをしないよう退院時に適切な自立指導を実施する。

イ 生活保護の実施

福祉事務所は、ホームレスのうち、資産、稼働能力等の活用を図っても最低

限度の生活が維持できない者に対しては、平成15年7月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「ホームレスに対する生活保護の適用について」を踏まえ、生活保護相談を実施し、本人の申請に基づき要否判定を行った上で、生活保護を適用する。

その際、ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）から見て、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設等において保護を行う。この場合、関係機関との連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための就業機会の確保や療養指導、金銭管理等について必要な支援を行う。

居宅生活が可能であると認められる場合については、その者の状況に応じて居宅での保護を行う。この場合、再びホームレスに戻ることをないよう、居宅生活を継続するための支援や居宅での自立した生活を維持するための就業支援等を行う。

(6) 人権の擁護

ホームレスの実情を理解し、偏見や差別を解消するため、地域住民等を対象に啓発活動を推進し、人権擁護を図る。

ア 人権の啓発

県は、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及啓発を図るため、ホームレス問題に関する手引きを作成・配布するとともに、意識啓発のための講演会等を開催する。

イ 発生事案への適切な対応

市町村は、ホームレスに対する通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等が生じた場合は、人権擁護機関の人権相談等を通じ、発生事案への適切な対応を行う。

ウ 研修等の実施

県及び県社会福祉協議会は、民生委員や社会福祉協議会職員の研修等において、ホームレスの人権等についての研修を行う。

(7) 良好な生活環境の確保

ホームレスと地域住民等とのトラブルの防止や解消を図るため、ホームレスの人権に配慮しつつ、各機関が協力して、地域社会における良好な生活環境の確保を図る。

ア 生活環境の改善

市町村は、ホームレスと地域住民等とのトラブルが発生した場合は、関係機関と協力してその適切な解決を図る。

都市公園その他公共の用に供する施設を管理する者は、ホームレスの起居により適正な利用が妨げられているときは、自立支援と連動させながら、施設の適正な利用を働きかける。

施設の適正な利用の確保のために必要な場合は、施設内の巡視やホームレスに対する物件の撤去指導を行う。また、施設整備等から必要な場合は、法令の規定に基づき施設からの退去・移動の監督処分等を行う。

イ 地域における安全の確保等

地域における安全の確保を図るために、警察は、ホームレスの人権へ配慮しながら、地域住民の協力を得て、地域安全活動、指導・取締り等を実施する。

地域住民に不安や危害を加える事案、ホームレス同士による暴行事件等につ

いては、速やかに指導・取締り措置を講じる。

緊急に保護が必要な場合は、警察官職務執行法等に基づき、一時的に保護し、そのつど関係機関へ引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。

(8) 地域福祉の推進

ホームレスの自立支援等を円滑に進めるためには、地域住民全体がその地域における福祉分野の課題に関心を持ち、常にその解決に取り組んでいく姿勢が重要であることから、地域住民の広汎な参画の下で地域福祉活動の一層の充実を図り、ホームレスを生まない地域づくりを進める。

ア 地域福祉計画の策定と推進

市町村地域福祉計画と県地域福祉支援計画の策定を推進し、自立生活が困難な人々を身近な地域で支援する体制づくりを行うとともに、住民参加による木目細かな福祉施策の展開を図る。

イ 地域関係団体の活動促進

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア団体等の活動を促進するとともに、これら団体等と連携・協働を進め、地域での支え合いや生活困窮者への支援、地域福祉権利擁護事業等、地域福祉の推進を図る。

第5 推進状況の管理

この推進方針は、法第9条に基づく実施計画として位置付けることとし、その推進期間を定めるとともに、推進方針に基づく事業の推進状況を毎年度把握・評価することにより効果的な展開を図ることとする。

(1) 推進方針の期間

この推進方針の推進期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間とし、実施後3年後に見直しを行うものとする。

(2) 推進状況の管理

この推進方針の推進状況については、毎年度、ホームレス数の増減や自立支援等の実施状況等を取りまとめ、推進協議会の場において、その評価を行い、次年度の取り組み方針に反映するものとする。

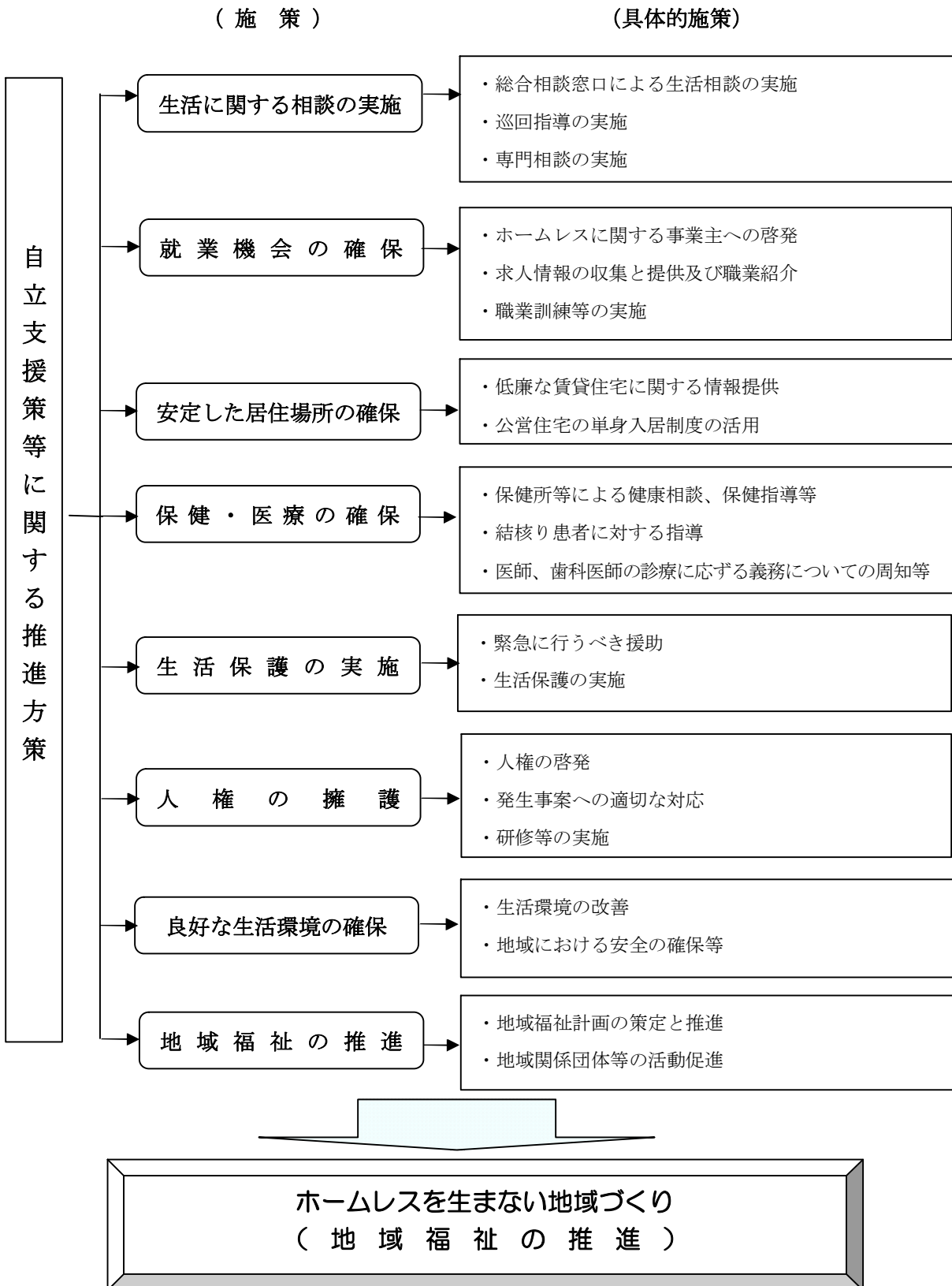
(別表1) 静岡県ホームレス自立支援等推進協議会

静岡県健康福祉部	地域福祉室長
	人権同和対策室長
	医療室長
	疾病対策室長
	健康増進室長
静岡県商工労働部	雇用推進室長
静岡県土木部	道路管理室長
	河川砂防管理室長
	港湾管理室長
静岡県都市住宅部	都市政策室長
	公園緑地室長
	公営住宅室長
静岡県生活・文化部	国際室長
静岡県警察本部	生活安全企画課長
静岡労働局職業安定課	職業指導官
静岡市	保健福祉部福祉総務課長
浜松市	保健福祉部保健福祉総務課長
富士市	福祉保健部社会福祉課長
沼津市	市民福祉部社会福祉課長
静岡県社会福祉協議会	事務局長
静岡県民生委員児童委員協議会	常任理事

(別表2) ホームレス自立支援等地域推進会議

県健康福祉センター	地域支援課（保健福祉課） 健康増進課、生活保護課
県土木事務所	管理課
市町村（中核市を除く。）	福祉担当課、公営住宅管理者 救護施設、公共施設管理者
ハローワーク	
警察署	
市町村社会福祉協議会	
市町村民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員
その他の団体	ボランティア、NPO

ホームレスの自立支援等に関する推進方針の施策体系



資料2 ホームレスを取り巻く状況

1 ホームレスを取り巻く状況

- ・昨今の厳しい経済雇用情勢により、全国の完全失業率は5%台と依然として高く、本県においても4%台の失業率を示している。また、こうした失業や高齢化に起因して生活保護世帯の数も増大しつつある。
- ・こうした状況を背景に、本県におけるホームレス数は、大都市圏に比べれば少ないものの、都市部を中心に相当数確認されており、増加する傾向にある。
- ・また、ホームレスと地域住民とのトラブルにより、ホームレスの人権が侵されたり、地域の良好な生活環境が悪化したりする事例も発生している。

＜完全失業率の推移（年平均）＞ (％)

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
全国平均	3.4	4.1	4.7	4.7	5.0	5.4	5.3
静岡県	2.6	3.2	3.5	3.7	3.8	4.0	—

＜生活保護世帯の推移（月平均）＞ (世帯)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
全国平均	631,488	663,060	704,055	751,303	805,169	870,931	941,270
静岡県	6,496	7,043	7,690	8,319	9,003	9,734	10,498

2 ホームレスの生活実態に関する全国調査の実施

- ・ホームレスの自立支援等に関する特別措置法第14条の規定により「ホームレスの生活実態に関する全国調査」を平成15年1～2月に実施し、ホームレスの自立等に関する施策の策定及び実施のための基礎資料とした。

＜ホームレスの生活実態に関する全国調査の概要＞

- ・全国におけるホームレス数の把握とホームレスの生活実態（年齢等の基本属性と路上生活や健康状態、福祉制度の利用状況、自立への考え、生活歴など）を把握したものである。
- ・ホームレス数調査については、全国の市区町村を対象にし、生活実態調査については、東京23区と政令指定都市、100名以上（平成13年9月調査時点）のホームレスがいる市（本県では浜松市が該当）を対象として行われた。

3 ホームレスの数

(1) 全国のホームレス数

- ・平成15年1月時点で、ホームレスが確認できた市区町村は、全国で581あり、その人数は25,296人、内訳は、男が20,661人、女が749人、不明が3,886人となっている。（不明は、

目視調査であるため、確認できない場合があったことによる。)

- ・平成13年9月に調査した時点(24,090人)よりも1,206人増えており、増加傾向にある。また、ホームレスが多い主な都市(東京23区、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市)では、合計で15,617人となっており、全体の61.7%を占めている。

(2) 本県のホームレス数

- ・本県のホームレス数は、合計で465人であり、その内訳は、男393人、女33人、不明39人である。
- ・平成13年9月に調査した時点(369人)よりも96人増えており、増加傾向にある。
- ・全国でのシェアは1.8%である。都道府県順位としては10位である。

＜ホームレスの多い都道府県とその数＞ (上位10位まで)

順位	1	2	3	4	5
都道府県名	大阪府	東京都	愛知県	神奈川県	福岡県
ホームレス数	7,757人	6,361人	2,121人	1,928人	1,187人
順位	6	7	8	9	10
都道府県名	兵庫県	埼玉県	千葉県	京都府	静岡県
ホームレス数	947人	829人	668人	660人	465人

(3) ホームレス数の市町村別の内訳

- ・本県においても、ホームレスは都市部に集中しており、静岡市が132人(旧清水市分を含む)、浜松市が129人などとなっており、静岡市及び浜松市で全体の5割を超え、市部全体では419人となり全体の約9割を占めている。

＜ホームレスの多い市町村とその数＞ (上位10位まで)

順位	1	2	3	4	5
市町村名	静岡市	浜松市	富士市	三島市	沼津市
ホームレス数	132人	129人	45人	36人	21人
順位	6	7	7	9	9
市町村名	藤枝市	熱海市	焼津市	富士宮市	浜北市
ホームレス数	13人	11人	11人	6人	6人

(4) 中核市及び県内地域別ホームレス数

- ・ホームレス数を中核市及び県内の地域別に区分すると次のとおりである。

区分	静岡市	浜松市	東部	中部	西部	合計
人数	132人	129人	144人	35人	25人	465人

(東部：伊豆、熱海、東部、御殿場、富士 中部：志太榛原 西部：中東遠、北遠、西部の各健康福祉センター)

4 ホームレスの生活実態

- ・ホームレスの生活実態に関する調査部分は全国での抽出調査であり、2,163人分の回答を集計したものである。(本県での調査客体数は浜松市の40人)

(1) 路上生活の実態

- ホームレスの人々が起居する場所としては、都市公園、河川敷が多く、その他は道路、駅舎等となっている（本県は、河川敷が都市公園を上回っている。）が、そのうちの多くがそこにダンボールや小屋を建てて定住している。

調査項目	調査結果
起居する場所	①河川敷：151人（32.5%）②都市公園：119人（25.6%）、③道路：46人④駅舎：36人 （全国＝①都市公園：48.9%、②河川敷：17.5%…）
路上生活の実態	一定の場所に野宿している者：81.4%
野宿の形態	ダンボール又は小屋を常設：54.4%

- ホームレスは、当然ながら住むべき住居を有しない人々であり、家庭があるにもかかわらず何らかの理由でそこを離れてしまった人がいる一方、借家住まいをしていて収入の途が閉ざされたために、やむなくホームレス状態になった人々など様々である。
- 起居する場所は、雨露をしのぐ場としての意味と、就労や衣食を得られやすいという意味、更には地域住民とのトラブルを避けるということから、河川等の公共施設で生活していると考えられる。

(2) 生活歴等

- ホームレスには中高年が多く（平均年齢 55.9 歳）、それは、健康の問題や仕事を失う機会が多いという点と、いざ仕事を失った時に、次の仕事が見つげにくいという事情が反映されていると考えられる。
- 路上生活に至る経緯としては、建設労働等の日雇い仕事を続けていた人が多く、加齢と不況という二重のハンディキャップにより職を失い、路上生活に入ったと考えられ、もともと経済的な基盤が弱い人たちであるために、収入の途が閉ざされると同時に住居（借家等）を失うこととなる。
- 路上生活5年未満の人たちが6割であり、比較的短いことは、昨今の厳しい状況を反映していると推測される。
- また、社会からの疎外感が強く、精神的に孤立しているため、一人暮らしが多い。家族等との連絡もとらずに社会的に孤立している状況である。

調査項目	調査結果
平均年齢	平均年齢：55.9歳 ①50-60代：76.2%
同居者の有無	野宿生活を1人でしている人：77.3%
路上生活に至る直前の仕事	①建設関係：55.2%、②生産工程・製造作業：10.5%
路上生活に至った理由	①仕事が減った：35.6%、②倒産・失業：32.9%、 ③病気、けが、高齢：18.8%
直前の居住形態	①民間賃貸住宅：37.5%、②飯場・作業員宿舎：13.9%
路上生活の期間	①5年未満：63.1%、②5年から10年未満：22.1%
家族等との連絡	家族等との連絡がないとした者：77.1%
住民票の有無	住民票があるとした者：63.2%

(3) 生活の実態

- 食事は一日2回程度、日雇い労働に従事し、月1-10万円までの低収入で生活しているという

のが一般的である。

- ・加齢による身体の不調に加え、生活状態が過酷であるために、健康上の問題を抱える人が多い。

調査項目	調査結果
食生活	① 1日2回：46.2%、② 1日3回：28.9%
就業状況	仕事に就業（廃品回収や建設日雇い等）：64.7%
収入状況	① 1－3万円未満の人：35.2%、② 3－5万円未満：18.9%
健康状態	身体の不調を訴えている者：47.4%（うち、治療等を受けていない者：68.4%）

（4）福祉制度の利用状況

- ・公的な福祉サービスの受給については、全体に低調であり、福祉事務所に行ったことがない人が多いのをはじめ、緊急的な一時宿泊場所（シェルター）の利用希望、一定期間入所して就労等の支援を行う自立支援センターの利用希望も少ない。
- ・また、生活保護についても、急迫保護以外での利用実績は少ない。
- ・公的な福祉サービスの受給が低調である理由は、サービスがあることについての認識がないこと、また、社会からの疎外感により公的サービスを干渉と感じる人が多いためと推測される。

調査項目	調査結果
福祉事務所への接触	行ったことがない者：66.9%、ある者：33.1%
シェルターの利用希望	利用したい者：38.7%、利用したくない者：61.3%
希望しない理由	①他人に干渉されたくない：34.6%、②寝場所はあるから他からの援助は必要ない：12.4%
自立支援センターの利用希望	利用したい者：38.9%、利用したくない者：61.1%
希望しない理由	①他人に干渉されたくない：24.1%、②就労できる見込みがないから：20.3%、③他からの援助は必要ない：17.1%
生活保護の利用状況	利用したことがある者：24.5%、ない者：75.5%
利用した実績	①病院に入院して生活保護を受けた者：54.6%、②施設に入って生活保護を受けた者 21.1%
その他のサービス	炊き出しや衣類・毛布の配布、食料等の配布を受けた者：過半数程度

（5）本人の意向

- ・野宿生活をしていて困ることは、低収入であるため、衣食住に関する基本的な生活の困りごとが主流を占めている。
- ・今後の自立に関しては、半数は働きたいとしているが、一方で求職していない人も5割を越えており、意欲や体力の低下がみられる。
- ・地域社会とのあつれきが多く存在しているために、近隣住民や通行人とのトラブルへの不安が多い。

調査項目	調査結果
野宿生活上の困りごと	①食べ物が十分でない：40.1%、②入浴、洗濯などができなく清潔が保てない：38.8%、③寒さをしのぎづらい：34.8%（複数回答）
就職希望	①働きたい者：49.7%、②今のままでいい者：13.1%
求職活動の状況	①将来も含めて求職しない：42.0%、②求職活動している：32.0%、③求職していないが今後する予定：26.1%
人権に関する困りごと	①通行人からの暴力：8.9%、②近隣住民等からの嫌がらせ：7.4%

資料3 推進方針策定の経過

1 静岡県ホームレス自立支援等連絡協議会

(1) 目的

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、本県におけるホームレスの自立等を支援するため、協議会を設置する。

(2) 協議事項

- ・本県におけるホームレスの自立支援等についての実施方針の策定及び推進管理
- ・その他ホームレスの自立の支援等に関し必要な事項

(3) 協議会構成員

静岡県健康福祉部	地域福祉室長
	人権同和対策室長
	医療室長
	疾病対策室長
	健康増進室長
静岡県商工労働部	雇用推進室長
静岡県土木部	道路管理室長
	河川砂防管理室長
	港湾管理室長
静岡県都市住宅部	都市政策室長
	公園緑地室長
	公営住宅室長
静岡県生活・文化部	国際室長
静岡県警察本部	生活安全企画課長
静岡労働局職業安定課	職業指導官
静岡市	保健福祉部社会福祉政策課長
浜松市	保健福祉部保健福祉総務課長
富士市	福祉保健部社会福祉課長
沼津市	市民福祉部社会福祉課長
静岡県社会福祉協議会	事務局長
静岡県民生委員児童委員協議会	常任理事

2 策定等の経過

14 年度	8月7日	ホームレス自立支援法施行
	1月中旬～ 2月下旬	ホームレス全国実態調査（全市町村概数調査、浜松市のみ生活実態調査）
15 年度	7月31日	国の基本方針公表（厚生労働省、国土交通省告示）
	8月27日	第1回ホームレス自立支援等連絡協議会 1 国の基本方針についての意見交換 2 各関係機関の取り組み状況について意見交換
	8月下旬～ 9月中旬	各関係機関の関連事業等調査 1 各関係機関で課題となっている事項について 2 各関係機関での事業実施状況について 3 国の基本方針についての意見等について
	9月25日	第1回ワーキング 1 各関係機関の課題、事業実施状況について 2 ホームレス問題と生活保護について 3 支援団体からの要望について
	10月23日	先進地視察 1 大阪市 緊急一時避難所、自立支援センター、巡回相談ほか 2 大阪府 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会ほか
	12月25日	第2回ワーキング 1 大阪市、大阪府の取組み状況について 2 本県の自立支援事業について
	12月下旬	各実施機関に対する自立支援計画内容照会
16 年度	7～8月中旬	各実施機関に対する自立支援推進方針素案の照会
	8月12日	第3回ワーキング 1 ホームレス自立支援推進方針(素案)について 2 自立支援等に関する調査結果について
	8月31日	健康福祉センターへの自立支援等推進方針(素案)の説明
	2月10日	第2回ホームレス自立支援等連絡協議会 1 ホームレス自立支援等推進方針原案について 2 各関係機関の取り組み状況について意見交換
	2月18日	自立支援等推進方針原案に関する政策形成過程の公表
	3月4日	ホームレス自立支援等推進方針の決定
	3月14日	第1回ホームレス自立支援等推進協議会（予定）

ホームレス概況調査の結果(平成 17 年 2 月実施)

1 調査結果の概況

平成 17 年 2 月に実施したホームレス概況調査の結果、ホームレスが確認できた市町村は県内で 28 あり、その人数は 330 人で、内訳は、男が 284 人、女が 15 人、不明が 31 人となっている。(不明は目視調査のため)

なお、前回調査(平成 15 年 1 月全国調査)時点の 465 人よりも 135 人減っている。

＜ホームレスの調査地域別・性別の状況＞

区 分	都市公園	河 川	道 路	駅 舎	その他	計
男	85 人	86 人	20 人	17 人	76 人	284 人
女	7 人	6 人	0 人	0 人	2 人	15 人
不 明	9 人	14 人	0 人	2 人	6 人	31 人
合 計	101 人	106 人	20 人	19 人	84 人	330 人

2 市町村別の内訳

前回調査の結果と同様、ホームレスは都市部に集中しており、静岡市が 101 人、浜松市が 96 人などとなっており、静岡市及び浜松市で全体の 6 割近くを占め、市部全体では 298 人となり全体の約 9 割を占めている。

＜ホームレスの多い市町村とその数＞

(上位 10 位まで)

市町村名	①静岡市	②浜松市	③沼津市	④富士市	⑤三島市
今回調査(前回)	101 人(132 人)	96 人(129 人)	33 人(21 人)	30 人(45 人)	8 人(36 人)
市町村名	⑥熱海市	⑦清水町	⑧藤枝市	⑧舞阪町	⑩焼津市
今回調査(前回)	7 人(11 人)	7 人(5 人)	6 人(13 人)	6 人(5 人)	4 人(11 人)
				⑩新居町	4 人(3 人)

3 中核市及び県内地域別ホームレス数

・ホームレス数を中核市及び県内の地域別に区分すると次のとおりである。

＜地域別ホームレス数＞

区 分	静岡市	浜松市	東部	中部	西部	合計
ホームレス数 (前回調査)	101 人 (132 人)	96 人 (129 人)	99 人 (144 人)	14 人 (35 人)	20 人 (25 人)	330 人 (465 人)

(注) 東部：伊豆、熱海、東部、御殿場、富士の各健康福祉センター

中部：志太榛原健康福祉センター、 西部：中東遠、北遠、西部の各健康福祉センター

(参考) 全国における本県の順位

・今回の調査と比較する調査はない。平成15年1月全国調査では全国第10位。

<ホームレスの多い都道府県・数> (平成15年1月全国調査:全国ホームレス数 25,296人)

都道府県名	①大阪府	②東京都	③愛知県	④神奈川県	⑤福岡県
ホームレス数	7,757人	6,361人	2,121人	1,928人	1,187人
順位	6	7	8	9	10
都道府県名	⑥兵庫県	⑦埼玉県	⑧千葉県	⑨京都府	⑩静岡県
ホームレス数	947人	829人	668人	660人	465人
順位	11	12	13	14	15
都道府県名	広島県	宮城県	沖縄県	北海道	栃木県
ホームレス数	231人	222人	158人	142人	134人

<ホームレスの多い指定都市・中核市等とその数> (平成15年1月全国調査)

順位	1	2	3	4	5
都市名	大阪市	東京都23区	名古屋市	川崎市	京都市
ホームレス数	6,603人	5,927人	1,788人	829人	624人
順位	6	7	8	9	10
都市名	福岡市	横浜市	北九州市	神戸市	堺市
ホームレス数	607人	470人	421人	323人	280人
順位	11	12	13	14	15
都市名	仙台市	広島市	静岡市	浜松市	千葉市
ホームレス数	203人	156人	132人	129人	126人

(注) 静岡市は旧清水市を含んだ数

県内のホームレスの状況(平成17年2月調査)

	都市公園	河川	道路	駅舎	その他	計	男	女	不明
静岡市	8	45	14	6	28	101	95	6	
浜松市	48	16	5	11	16	96	95	1	
沼津市	12				21	33	32	1	
熱海市	1	2	1	2	1	7	3	1	3
三島市		4			4	8	8		
富士宮市	1	1				2	2		
伊東市					1	1	1		
島田市		1				1			1
富士市	5	22			3	30	19	3	8
磐田市									
焼津市	3	1				4	4		
掛川市		2				2	2		
藤枝市	3	1			2	6		1	5
御殿場市	3					3	3		
袋井市		1				1			1
天竜市									
浜北市	1					1			1
下田市									
裾野市									
湖西市									
伊豆市									
御前崎市									
菊川市	2					2	1	1	
市分計	87	96	20	19	76	298	265	14	19
東伊豆町									
河津町									
南伊豆町									
松崎町									
西伊豆町									
賀茂村									
伊豆長岡町	1					1	1		
戸田村					1	1			1
函南町		2				2	2		
韭山町					2	2			2
大仁町		2				2			2
清水町	4	3				7	7		
長泉町									
小山町									
芝川町									
富士川町									
蒲原町		1				1			1
由比町									
岡部町									
大井川町									
相良町									
榛原町									
吉田町		1			1	2	2		
金谷町									
川根町									
中川根町									
本川根町									
大須賀町					2	2	2		
大東町					2	2	1	1	
森町									
春野町									
浅羽町									
福田町									
竜洋町									
豊田町									
豊岡村									
龍山村									
佐久間町									
水窪町									
舞阪町	6					6			6
新居町	3	1				4	4		
雄踏町									
細江町									
引佐町									
三ヶ日町									
郡部計	14	10			8	32	19	1	12
総計	101	106	20	19	84	330	284	15	31